

令和7年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

令和7年12月5日（金）

午前10時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・要望書の配布	
(1) 要望第1号 葛巻町森林組合からの要望書	
・出張報告	
【 議案第33号～第54号上程、説明、委員会付託 】	2
日程第3 議案第33号 令和7年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議案第34号 令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	
日程第5 議案第35号 町立保育所条例の一部を改正する条例	
日程第6 議案第36号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
日程第7 議案第37号 葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例	
日程第8 議案第38号 葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	
日程第9 議案第39号 葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める	

条例

- 日程第10 議案第40号 町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第46号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第50号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第51号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第52号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第53号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第54号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

令和7年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和7年11月25日（火）					
再開年月日	令和7年12月5日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年12月5日（金） 開議10時00分 散会10時29分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	△	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	2 番	深澤 進	6 番	姉帯 春治		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	星野 正人		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明	農業委員会事務局長	折本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	大久保 栄作		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
農林環境エネルギー課長	遠藤 政明			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満議員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和7年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (鈴木満議員)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和7年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、5番、山岸はる美議員であります。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月12日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、深澤進議員及び6番、姉帯春治議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に、要望第1号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に、出張報告をします。9月19日、一戸町・葛巻町・岩手町議会議員協議会研修のため、岩手町へ出張しました。10月1日、紫波町町制施行70周年記念式典及び紫波町表彰のため、紫波町へ出張しました。10月8日、岩手地区議会議長会中央実行運動のため、東京都へ出張しました。10月9日から10日まで、岩手地区議会議長会県外行政視察のため、長野県生坂村と松本市へ出張しました。10月29日から31日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修のため、香川県宇多津町と岡

山県倉敷市へ出張しました。11月8日、雫石町70周年記念式典及び祝賀会出席のため、雫石町へ出張しました。11月11日から12日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会並びに岩手県選出国会議員との懇談会及び町村議長全国大会出席のため、東京都へ出張しました。11月21日、軽米町町村合併70周年記念式典出席のため、軽米町へ出張しました。11月22日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市へ出張しました。12月1日、くずまきワインパーティー新酒まつり出席のため、盛岡市へ出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和7年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第33号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）から日程第24、議案第54号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの22議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

お疲れさまでございます。それでは、議案第35号から順次説明をさせていただきます。

議案集をご準備いただきたいと思います。議案集1ページをお開き願います。議案第35号、町立保育所条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、新たな通園給付としてこども誰でも通園制度が制度化され、令和8年4月から給付化されることに伴いまして、町立保育所におきましても、乳児等通園支援事業が実施できるよう規定を追加するとともに、利用料につきまして、所要の整備をしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集3ページをお開き願います。議案第36号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

被改正条例でございますが、3つの条例を改正するもので、第1条で葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、第2条で葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例を、第3条で葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をそれぞれ改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴いまして、虐待等の禁止に

係る法の引用の記述及び利用乳幼児及び職員の健康診断に係る記述につきまして、所要の整理をしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 6 ページをお開き願います。議案第 37 号、葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例でございます。

被改正条例でございますが、3つの条例を改正するもので、第 1 条で葛巻町水道事業給水条例、第 2 条で葛巻町農業集落排水施設条例、第 3 条で葛巻町町整備型浄化槽条例をそれぞれ改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、町の区域内における給水装置、排水設備に係る工事につきましては、事業管理者である町長が指定する工事事業者等が行うこととされているところではありますが、災害、その他非常の場合におきまして、早期復旧に資することができるよう、他の市町村で指定されている工事事業者等による工事を特例で認める規定を追加しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 9 ページをお開き願います。議案第 38 号、葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、国の例に準じまして、小学校に就学する前の子を養育する職員の部

分休業の取得につきまして、取得パターンを多様化することで、仕事と生活の両立支援の拡充を図ろうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 11 ページをお開き願います。議案第 39 号、葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、新たな通園給付として子ども誰でも通園制度が制度化され、令和 8 年 4 月から給付化されることに伴いまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る認可の基準を定めなければならないことから、内閣府令や厚生労働省令で定める基準に基づき条例を制定しようとするものでございます。

条例の概要でございますが、28 の条文で構成しており、最低基準に係る規定のほか、乳児等通園支援事業者が果たすべき責務、安全確保、職員に関する事項など、運営に係る基準及び事業所における施設設備に係る基準などを制定するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 8 年 4 月から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 19 ページをお開き願います。議案第 40 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その 6）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて。地方自治法第 96 条第 1

項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を355万円増額し、2億6,359万円とするもので、主な理由としましては、ガードレールなどの安全施設及びアスファルト舗装の数量増などによるものでございます。

続きまして、議案第41号から議案第54号までの公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、今議会におきまして議決を求めます公の施設は46施設となっており、いずれの施設も共通で、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものでございます。

それでは、議案第41号から順次ご説明させていただきます。議案集20ページをお開き願います。議案第41号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、葛巻町高齢者福祉センター、指定管理者となる団体、社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会でございます。

続きまして、議案集21ページをお開き願います。議案第42号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、葛巻町地域情報通信基盤施設、指定管理者となる団体、盛岡市の岩手ケーブルテレビジョン

株式会社でございます。

続きまして、議案集22ページをお開き願います。議案第43号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、葛巻町コミュニティ防災センター、指定管理者となる団体、葛巻町コミュニティ防災センター運営協議会でございます。

続きまして、議案集23ページをお開き願います。議案第44号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、ふれあい宿舎グリーンテージ、指定管理者となる団体、株式会社グリーンテージくずまきでございます。

続きまして、議案集24ページをお開き願います。議案第45号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、くずまき斎苑、指定管理者となる団体、滝沢市の株式会社JAライフサービスでございます。

続きまして、議案集25ページをお開き願います。議案第46号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、森の館ウッディ、指定管理者となる団体、株式会社岩手くずまきワインでございます。

続きまして、議案集26ページをお開き願います。議案第47号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、田野森林雇用促進住宅、指定管理者となる団体、葛巻町森林組合でございます。

続きまして、議案集 27 ページをお開き願います。議案第 48 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、江刈酪農ヘルパー住宅、指定管理者となる団体、新岩手農業協同組合でございます。

続きまして、議案集 28 ページをお開き願います。議案第 49 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、葛巻町社会体育館及び総合運動公園、指定管理者となる団体、特定非営利活動法人葛巻町スポーツ協会でございます。

続きまして、議案集 29 ページをお開き願います。議案第 50 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、養護老人ホーム葛葉荘、指定管理者となる団体、社会福祉法人誠心会でございます。

続きまして、議案集 30 ページをお開き願います。議案第 51 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、町立コミュニティーセンター等条例で規定されております 27 施設、指定管理者となる団体、それぞれの地区の自治会等または運営協議会でございます。

続きまして、議案集 32 ページをお開き願います。議案第 52 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、くずまき交流館プラトールほか 4 施設、指定管理者となる団体、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

続きまして、議案集 33 ページをお開き願います。議案第 53 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、葛巻町山地酪農研修センター、指定管理者となる団体、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

続きまして、議案集 34 ページをお開き願います。議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。公の施設の名称、グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川源流公園、指定管理者となる団体、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

以上で議案第 35 号から議案第 54 号までの説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

続きまして、議案第 33 号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第 33 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,705 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 74 億 4,867 万 2,000 円とするものでございます。

初めに、歳入をご説明申し上げます。7 ページをお願いいたします。主なものでございますが、

16 款 2 項 1 目不動産売払収入 1,986 万 6,000 円は、上外川の国有林に係る分収林の売払収入でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。9 ページをお願いいたします。主なものをご説明申し上げます。2 款 1 項 6 目、企画管理経費でございますが、18 節、補助金、広域生活路線維持事業費 234 万 3,000 円は、当初 9 月末で廃止の方向だった県北バス葛巻線が来年 3 月まで延長されることに伴い増額するものでございます。

10 ページをお願いいたします。2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳管理経費でございますが、12 節委託料、戸籍システム改修業務 231 万 5,000 円は、令和 8 年 4 月から共同親権が施行されることに伴い、戸籍システムを改修する費用でございます。

その下、3 款 1 項 2 目心身障害者福祉費でございますが、障害者医療費負担金返還金（過年度分）440 万 6,000 円は、6 年度の障害者自立支援給付金の実績を精算した結果、国及び県に返還が生じたものでございます。

14 ページをお願いいたします。今回の補正予算におきましては、歳出に対しまして歳入が超過いたしましたので、歳出の予備費を 880 万円増額し、調整したところでございます。

一般会計は以上でございます。

続きまして、議案第 34 号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第 34 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,903 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 8 億 3,111 万 6,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、歳出の一般被保険者の保険給付費に対応するもので、県からの普通交付金を 1,459 万 7,000 円増額するものでございます。

その下、8 款 2 項 4 目、保険給付費返還金（過年度分）441 万 3,000 円は、令和 7 年度 2 月分の診療報酬につきまして、概算で国保連に支払っておりましたが、精算した結果、返還が生じたものでございます。

7 ページをお願いいたします。次に、歳出の主なものでございますが、2 款の保険給付費については、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、一般被保険者の療養給付費等を増額するものでございます。

その下、8 款 2 項 1 目財政安定化基金償還金 499 万 9,000 円は、令和 6 年度に県から貸付けを受けました財政安定基金について、繰越金等の財源が生じたことによりまして、結果的に不要となり、繰上償還するためのものでございます。

その下から 8 ページにかけまして、9 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金 1,688 万 9,000 円は、6 年度分の普通交付金につきまして実績を精算した結果、返還するものでございます。

その下、予備費でございますが、今回は歳入に対しまして歳出が超過いたしましたので、歳出の予備費を1,745万円減額いたしまして、調整したものでございます。

(散会時刻 10時29分)

以上で議案の説明を終わらせていただきます。
慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく
お願いを申し上げます。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題としている議案第33号から議案第54号までの22議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました22議案について、今会議中に審査を終え、12月12日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第54号までの22議案については、12月12日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については12月9日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。